

十和田市若年・子育て世帯「まちなか」定住支援事業

活力ある中心市街地の実現に向けて、まちなかに移り住む若年・子育て世帯を支援（家賃の一部補助）します。

補助金額 （月額家賃－住宅手当）の2分の1

※ただし、20,000円を上限とします。

補助対象期間 入居の翌月から平成22年3月まで

（継続あり、最長36カ月）

対象者の要件

■応募申請時に次のどちらかの要件を有し、①から④までのすべての要件を満たす世帯

▶就学前の子どもを有する世帯

▶婚姻届出から3年以内の世帯（ただし、婚姻の届出をした日において、夫婦のいずれもが40歳以下である世帯）

①まちなか居住推進区域（表）の民間賃貸住宅に、支援の決定後、3カ月以内に転入または転居すること

②世帯員全員が市税などを滞納していないこと

③生活保護法による住宅扶助など公的制度の補助を受けていないこと

④親族間における賃貸借契約は対象外とします

提出書類 商工労政課（市役所本館2階）設置の申請書、住民票、納税証明書など

支援の決定 6月24日

募集定員 10世帯程度（応募者多数時抽選）

※就学前の子どもを有する世帯を優先します。

応募期間 6月1日～19日 午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日を除く）

まちなか居住推進区域

町内および番地
稲生町（すべての地番）
東一番町1～4、7
東二番町1・2
東三番町1～9、24・25
西二番町（すべての地番）
西三番町1～6
西十二番町（すべての地番）
西十三番町1～5
元町東一丁目1～3、5・6、8

※民間賃貸住宅とは、宅地建物取引業の免許を有する不動産会社との契約に基づくものとします。なお、社宅等事業主から貸与を受けた住宅、借主が会社名義等本人以外の住宅などは対象外とします。

※詳しくは、商工労政課へお問い合わせください。

また、市ホームページにも情報を掲載しています。

<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

持参、申し込み・問い合わせ先

商工労政課商工係（☎235111内線347）

人権相談をご利用ください

問い合わせ先

生活環境課生活安全係（☎内線222・223）

■新任されたかた



苦米地 玲子さん



永瀬 俊明さん



今野 千恵子さん

■再任されたかた



中野 卓さん



高谷 隆一さん



松村 睦夫さん

法務省は、本市在住の10人のかたに人権擁護委員を委嘱しています。任期は3年間です。

人権擁護委員は、毎日の暮らしの中でのいじめや体罰、家庭内暴力、近所とのもめごとなどの相談に応じます。相談内容については秘密を厳守しますので、お気軽にご利用ください。

3月31日付けで、平野みくにさん、田中信吉さん、前川原泰代さんが退任されました。4月1日付けで、苦米地玲子さん、永瀬俊明さん、今野千恵子さんが新任されました。

また、中野卓さん、高谷隆一さん、松村睦夫さんが再任されましたので、お知らせします。